

やさしさ発見プログラム事業 実施要項

1 目的

「福祉」は、いのちの尊厳・基本的人権・平等・幸福追求権などを基本理念とした、全ての人の生活に関わるものであり、今日の少子高齢化、家族機能の低下、社会制度の変化などにより、福祉ニーズはますます多様化してきている。そこで、さまざまな人が福祉を学び、体験・共感する機会を創ること、福祉やボランティアの情報やニーズを市民に広め、行動を喚起する取り組みが求められている。

この事業は、そうした取り組みのひとつとして、福祉活動体験プログラムを「体験！発見!!ほっとけん!!!」を合言葉に実践し、一人ひとりの「生きる力」や「福祉の心」を育む生涯学習として、市民に対する福祉教育を推進するために行うものである。

2 事業名称

この事業は、「やさしさ発見プログラム事業」と称する。

3 実施主体

この事業の実施主体は、社会福祉法人広島市社会福祉協議会（広島市ボランティア情報センター）とする。

4 事業対象および内容

- (1) 事業対象は、学校、地域、企業、団体等とする。
- (2) 事業対象とする学習内容は、「福祉教育ガイドブック」や「やさしさ発見プログラムの例」「振り返りシート」等を活用した福祉活動体験学習とし、福祉活動体験学習サポーター（講師・学習協力者）の協力を得て実施するものとする。
- (3) 学習内容は、「体験！発見!!ほっとけん!!!」の学習過程①体験学習 ②振り返り学習（気づき） ③まとめ学習（ボランティアな気持ちの育成）を踏んでいるものとする。

5 実施方法

- (1) 学校（小・中学校）においては、「福祉に関わる学習」「人権教育」「PTC や PTA 活動」等で取り組み、区社協ならびに地区社協との相談協議により実施する。
高等学校や大学等、広域を対象にした学校については、市社協または区社協との相談協議により実施する。
- (2) 地域(地区社協)においては、広く地域住民や地区社協役員等を対象に「新・福祉のまちづくり総合推進事業」の「地区ボランティアバンク活動推進事業」と連携し、区社協との相談協議により実施する。
- (3) 企業等においては、「社員(退職者等含む)研修」「社会・地域貢献活動」等で取り組み、市社協または区社協との相談協議により実施する。
- (4) 団体等においては、会員等を対象とした福祉に関わる学習会として取り組み、市社協または区社協との相談協議により実施する。
- (5) それぞれの実施に係る申請及び報告については、別途様式により市社協会長宛提出する。

6 実施に要する経費

この事業の実施に関して本会が助成する経費は、別に定める講師謝金、講師保険料、学習協力者交通費、車椅子運搬費等とする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

この要項は、令和2年9月1日から施行する。